医療安全委員会　規定

（設置）

第１条　（1）医療安全委員会（以下、委員会という）は、社会福祉法人東京有隣会有隣病院（以下「病院」という）

（目的）

第２条　（1）委員会の活動目的は、病院に於ける医療事故の発生を防止し、安全な医療を提供する体制を確立する為に、必要な施策を運営委員会議に提言し、且つ、委ねられた権限を持ってその実行を遂行することにある。

（構成）

第３条　（1）第２条の目的を達成するために、委員会を下記の職員をもって構成する。

委員長　：　有隣病院　院長に指名されたもの（医局医師・RM）

医局　：　院長、医局医師

看護部　：　看護部長、各師長（RM）または主任看護師（RM）および CW 主任（RM）

診療技術部　：　薬剤室（RM）、検査科（RM）、食養科（RM）,放射線科（RM）リハビリテーション室

事務部　：　事務長、危機管理室長、医事課（RM）人事総務課長（RM）医療相談室（RM）、施設管理、用務

※　「RM」とは、リスクマネージャー（推薦責任者）を意味する。

（2）委員長は、有隣病院院長が指名する。

任期は原則として、４月１日より１年間とするが、再任を妨げない。

（運営）

第４条　（1）委員会議は委員長が招集し、原則的には週１回に定例会議を開催するものとする。

（2）委員長は必要に応じ、委員にて臨時会議を開催することが出来る。

（3）委員長は必要に応じ、メンバー以外の医師・職員に委員会会議への参加を要請することが出来る

（委員会への責務）

第５条　（1）委員会は次の各号における事項を管掌し、責務を負う。

①ヒヤリ・ハット事例の分析に基づき事故防止策を立案。

②医療事故の分析、及び再発防止策の立案と実施。

③医療事故防止に係る研究調査と防止対策案の導入検討。

④医療事故防止に関し、職員への啓発、研修、指導。

⑤医療事故に係る係争、訴訟等に関し、調査、助言、その他の協力。

⑥医療事故発生の場合、必要に応じて当該事故の対策委員会の設置を、有隣病院運営委員会に提言する。

（2）有隣病院運営委員会への上申。

①委員会は医療事故に係る諸施策の立案、提言を有隣病院運営委員会に上申する。

②有隣病院運営会議の指示、方針に基づき医療事故に係る諸施策を実施する。

（研修委員会との連携）

第６条　(1) 第５条①④については、研修委員会と連携の上実施する。

(2) 医療安全研修については、最低年２回実施するものとする。
積極的に研修委員会と協力して、職員の参加を図るものとする。

（リスクマネージャー）

第７条　(1) リスクマネージャーは委員会の規定により、或いは必要と判断した場合は部門内のメンバー及びその他の職員を招集し、医療事故防止に係る諸事項の検討の為の部会、或いは対策実施のタメの実行チームを運営する。

(2) リスクマネージャーの管掌業務

①各部門における医療事故防止対策の検討・立案。

②ヒヤリ・ハット報告の分析と医療事故の潜在危険性に対する改善策の検討・提言。

③ヒヤリ・ハット報告の提出の励行。

④委員会が決定した医療事故防止策の各部門への速やかな導入と、指示・方針等の部門職員への周知徹底。

（ヒヤリ・ハット・医療事故報告書・オカレンス用紙）

第８条　(1) ヒヤリ・ハット報告

①ヒヤリ・ハット報告はリスクマネージャーを通じて委員会に報告する。
リスクマネージャーは、不明な点は明確化するように指導し、事実を有りのままに報告させること。

②リスクマネージャー及び、委員会はヒヤリ・ハット報告者がその報告によって不利益を被ることが無いよう計らうものとする。

(2) 医療事故報告

①医療事故（ミス・トラブル）或いは、患者から提出された重大クレームの直接当事者は、これらの事件が発生した時点で速やかに応急措置を講じ、上司への報告を行うとともに、事件の内容を簡潔・明確に「医療事故報告書」にてリスクマネージャー経由にて委員長に提出しなければならない。

②緊急時及び重要事態の場合は、即刻、口頭にて委員長、又は所属長に報告し必要な支持を仰ぐこと。

(3) オカレンス用紙

①情報を記録として残しておく必要のあるもの。基本的には第三者が記録して、報告する。匿名を認め、リスクマネーシャーを経由しなくても良い。

②閲覧時（院長、事務長、診療部長、看護部長）または医療安全委員会で、報告書が必要と認められた場合は、当事者(オカレンスの行為を起こした者)に対して、アクシデント報告書の提出を要請する。

（医療事故・医療過誤の対応マニュアル）

第９条　(1) 医療事故・医療過誤の時における対応・職員の招集については、「医療安全管理の指針　「事故発生時の対応」に於いて定めるものとする。

（事務局）

第１０条　(1) 委員会の事務局は、総務責任者及び、委員長の指名した担当者とし、議事録を作成、これを保管する。

以上

平成 24 年 8 月 6 日